

### 1 景観誘導の考え方

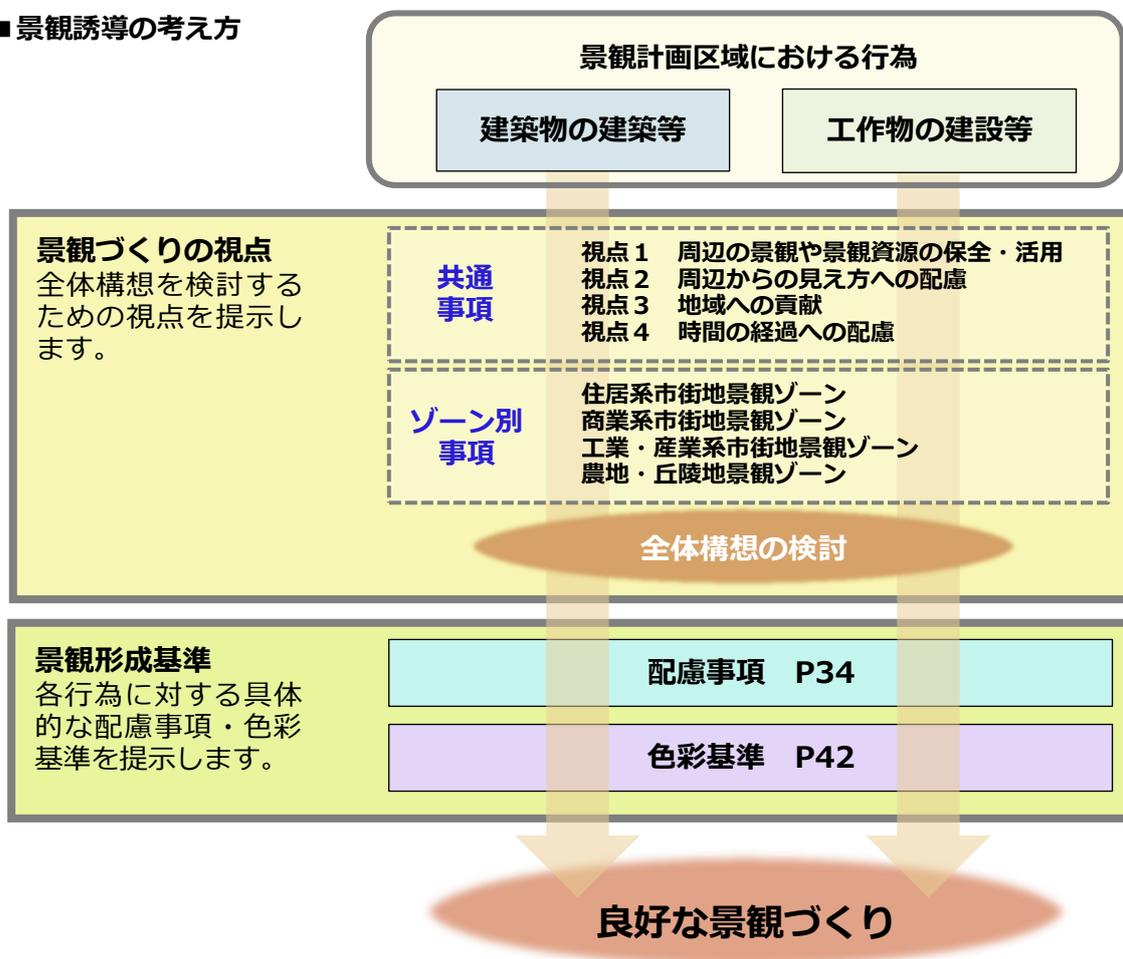
#### (1) 景観形成基準などの適用

景観計画区域において良好な景観づくりを進めるために、建築物の建築等や工作物の建設等の行為に対して、望ましい方向へ景観の誘導を図ることが求められます。この景観誘導のために、行為の全体構想を検討するための**景観づくりの視点**（行為の全体構想を検討するための視点）と、具体的な行為の計画に応じた**景観形成基準**を定めます。

景観形成基準は、**配慮事項**と**色彩基準**から構成され、それぞれ建築物の建築等や工作物の建設等などの各行為に適用します。

なお、市全域が景観計画区域であるため、行為の種類や規模にかかわらず、すべての行為について、景観に配慮することが大切です。

#### ■ 景観誘導の考え方



#### (2) 届出及び事前協議などの手続き

建築物の建築等、工作物の建設等のうち、一定の規模の行為については、景観法及び所沢市ひと・まち・みどりの景観条例に基づき、届出及び事前協議などの手続きが必要です。（詳しくはP47を参照してください。）

## 2 景観づくりの視点

建築行為等の企画構想段階において、計画地周辺の景観状況を把握し、周辺との関わりなどを検討するためのポイントを示した**景観づくりの視点**を設定します。

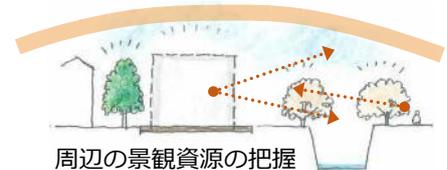
景観づくりの視点は、各行為に共通で、**共通事項**と**景観ゾーン別事項**を企画構想における自己チェックとして活用し、それぞれの視点を踏まえ、周辺景観の読み取りや周辺への配慮（調和・貢献等）を通して、施設全体の計画を構想するものとします。

### (1) 景観づくりの視点（共通事項）—各景観ゾーンに共通する視点

#### 視点1 周辺の景観や景観資源の保全・活用

周辺の景観の特性や、みどり、河川、眺望などのとこと景観資源を含む景観上重要な要素を守り、活かす計画を構想します。

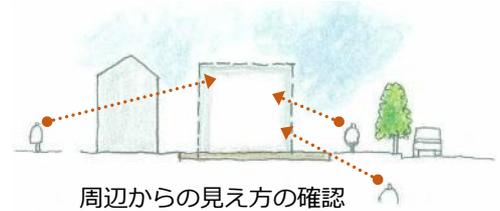
- みどりや歴史的資源などのとこと景観資源がある場合は、それらを活かした計画を構想する。
- 地形の起伏を活かし、地域の景観を大きく変えない造成計画とする。



#### 視点2 周辺からの見え方への配慮

遠景・中景や近景、それぞれの見え方や、施設の計画によって周辺の景観がどのように変化するかを予想し、全体として調和のとれた景観づくりを構想します。

- 計画地が周辺からどのように見えるかを確認し、調和のとれた計画を構想する。
- 道路や交差点からの見え方に配慮し、違和感や圧迫感を与えないよう配慮する。
- 計画している施設（建築物・工作物・塀・柵・舗装など）の全体の調和を図るよう検討する。



#### 視点3 地域への貢献

みどりやにぎわいの創出など、地域のまちづくりに寄与する景観づくりを構想します。

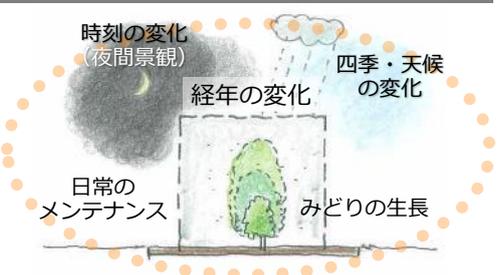
- 景観ゾーン、景観軸や景観核などの景観づくりの方針の実現に寄与する計画を構想する。
- 在来種や周辺の植生に配慮し、みどりの連続性をつくり出すよう配慮する。
- 道路に面する部分では、多様なみどりの創出や歩行者にうるおいややすらぎを与えるよう検討する。
- 地域の景観まちづくりの活動に配慮する。



#### 視点4 時間の経過への配慮

一日の時間や天候の変化、四季の移ろいといった時間の経過に対する配慮や、時間の積み重ねによって、より良くなる景観づくりを構想します。

- 景観ゾーンや地域にふさわしい夜間の景観づくりを検討する。
- 四季の移り変わりを活かした計画を構想する。
- みどりや施設・設備などの日常的なメンテナンスに配慮し、良好な景観の維持を図るよう検討する。
- みどりの生長や素材の経年変化などを考慮した計画を構想する。



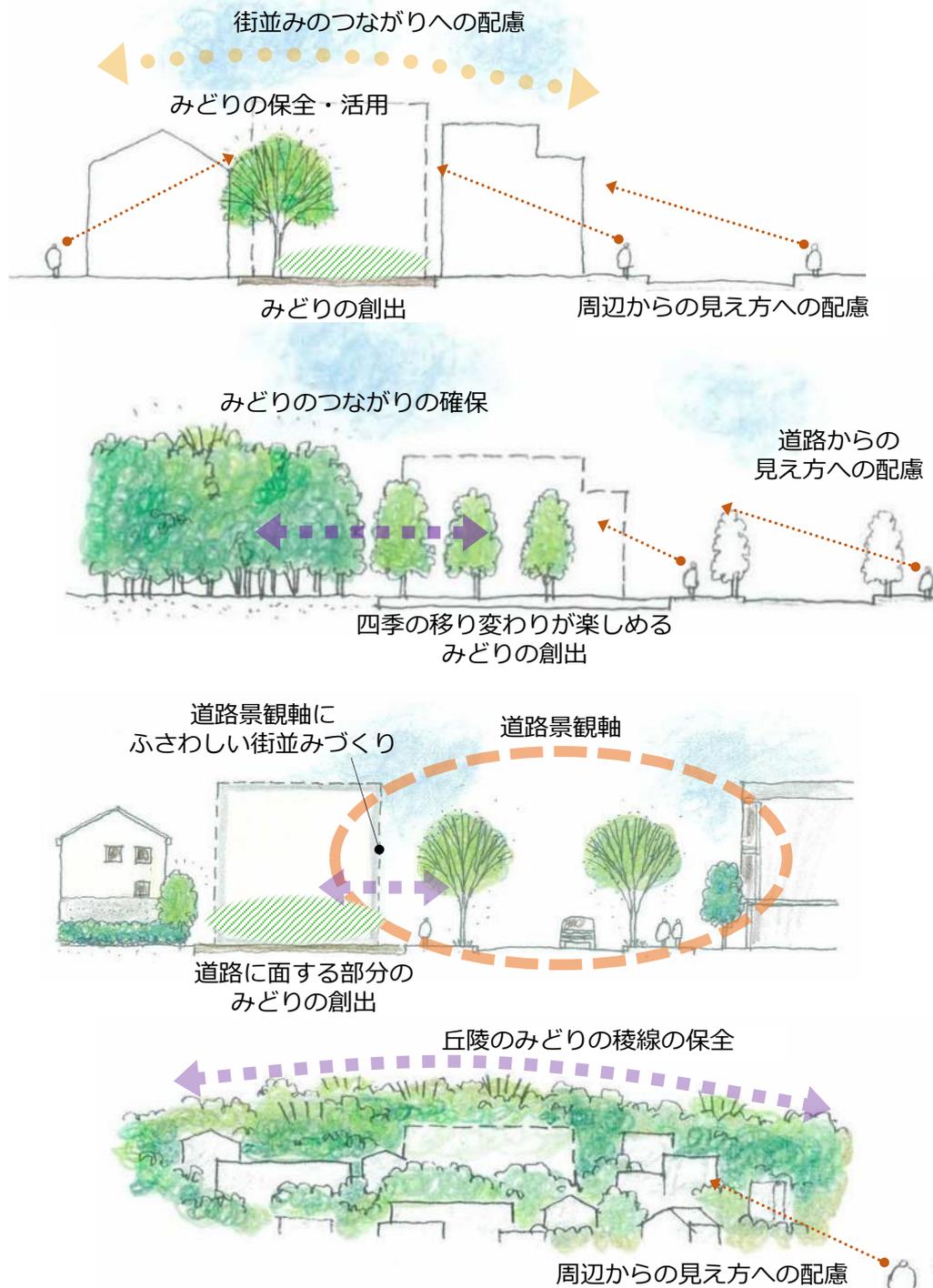
(2) 景観づくりの視点 (景観ゾーン別事項) — 共通事項の各景観ゾーンへの展開イメージ

住居系市街地景観ゾーン

- 住宅地としての落ち着きやすさがあり、周辺の街並みやみどりから突出しない計画を構想する。
- 狭山丘陵一带では、みどりを背景とした周辺からの見え方に配慮し、周辺から突出しない計画を構想する。
- 計画地周辺の街並み景観と道路際の景観の向上を図るよう配慮する。

配慮する必要がある  
主な景観資源

- 住宅地
- 河川・水路沿い
- 幹線道路沿道・街路樹
- 平地林などのみどり
- 狭山丘陵の地形やみどり
- 寺社

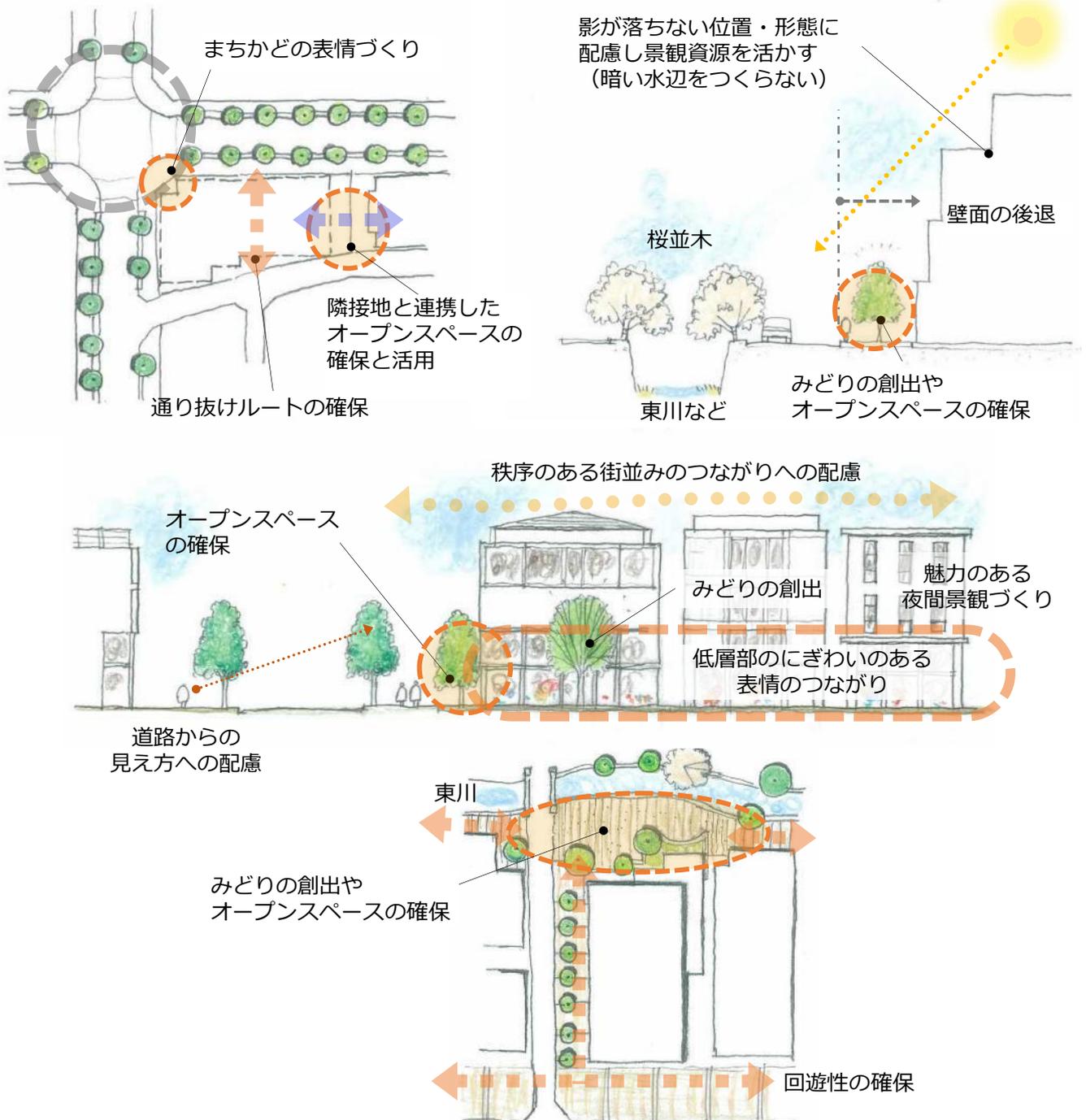


## 商業系市街地景観ゾーン

- まちの顔や玄関となる駅周辺にふさわしい風格や秩序のある計画を構想する。
- 駅周辺では、低層部のにぎわいのある表情をもったしつらえとするとともに、歩行者の回遊性を生み出すルートや広場などのオープンスペースの確保を図るよう配慮する。
- にぎわいを創出するよう、オープンスペースの利活用や他のオープンスペースとの連携などを考慮する。
- 中心市街地の東川沿いにおいては、川沿いにオープンスペースの確保を図るよう検討する。

### 配慮する必要がある 主な景観資源

- 駅前広場周辺
- 駅前通り
- 幹線道路沿道・街路樹
- 東川沿い
- 寺社
- 住宅地

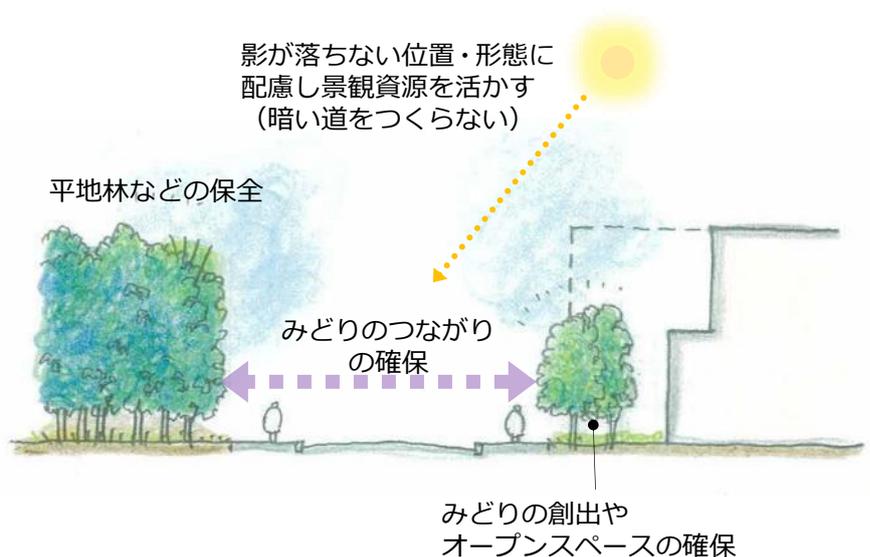
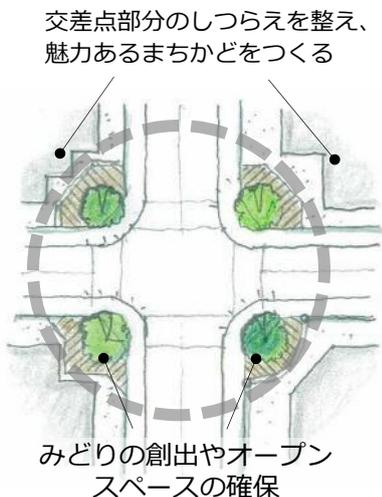
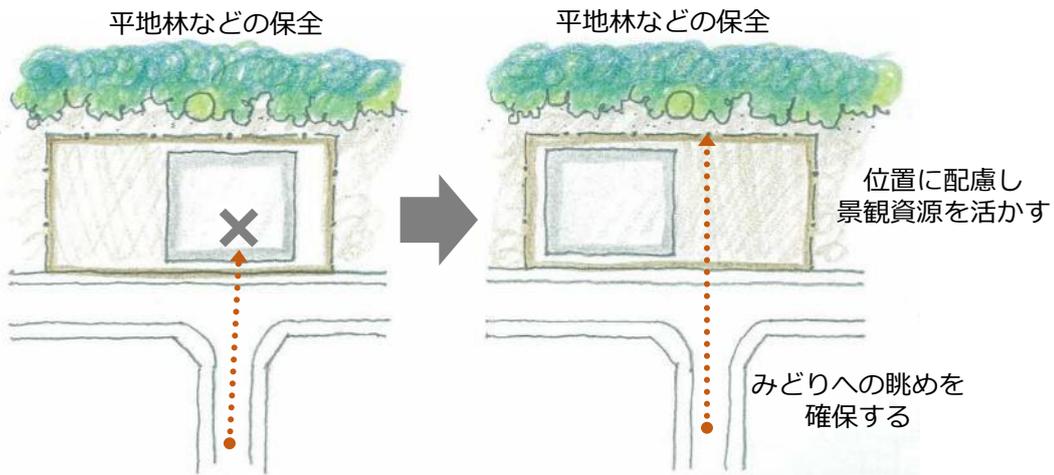
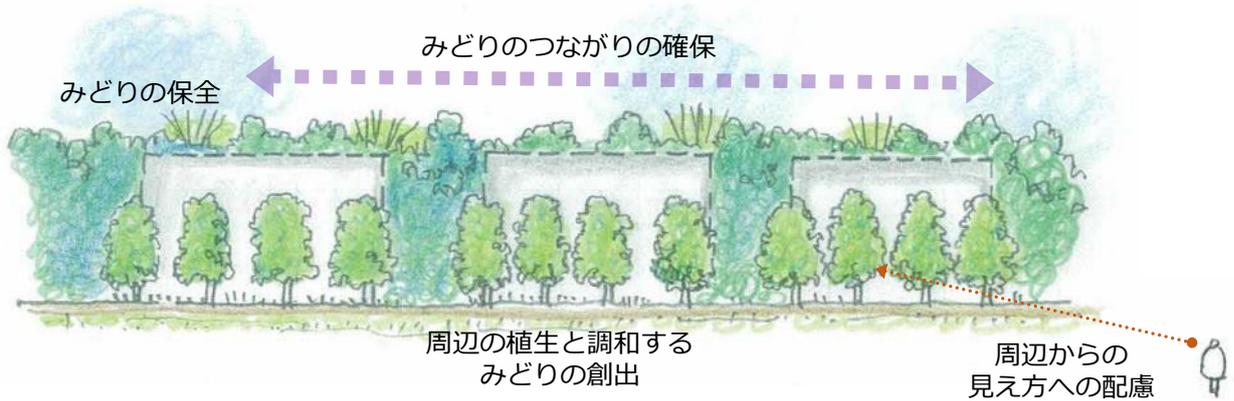


## 工業・産業系市街地景観ゾーン

- 農地や屋敷林・平地林などのみどりが背景となっている景観と調和するよう、地形やみどりを保全した計画を構想する。
- 計画地周辺の街並み景観と道路際の景観の向上を図るよう配慮する。
- 計画する施設相互の関係を整え、まとまりのある街並み景観づくりを構想する。

### 配慮する必要がある 主な景観資源

- 平地林・斜面林などの樹林地
- 農地
- 河川・水路沿い
- 幹線道路沿道・街路樹
- 寺社

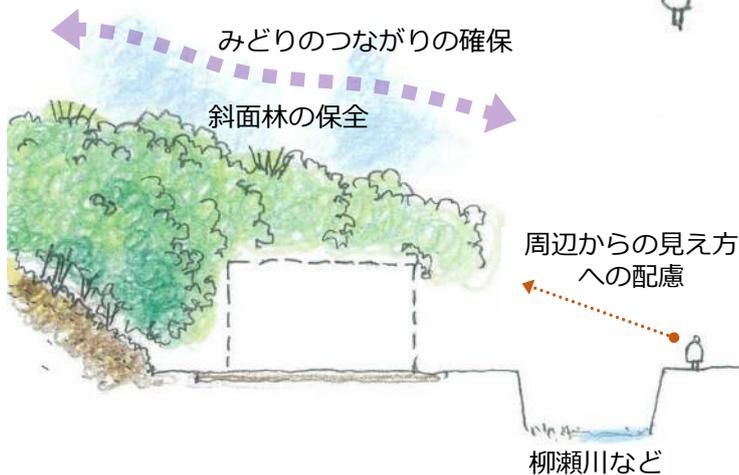


## 農地・丘陵地景観ゾーン

- 農地や屋敷林・平地林などのみどりが主体となっている景観と調和するよう、地形やみどりを保全した計画を構想する。
- 狭山丘陵一带では、みどりを背景とした周辺からの見え方に配慮し、周辺から突出しない計画を構想する。
- 計画地周辺の街並み景観と道路際の景観の向上を図るよう配慮する。

### 配慮する必要がある 主な景観資源

- 平地林・斜面林などの樹林地
- 農地
- 三富新田・くぬぎ山
- 狭山丘陵の地形やみどり
- 河川・水路沿い
- 幹線道路沿道・街路樹
- 寺社



### 3 景観形成基準

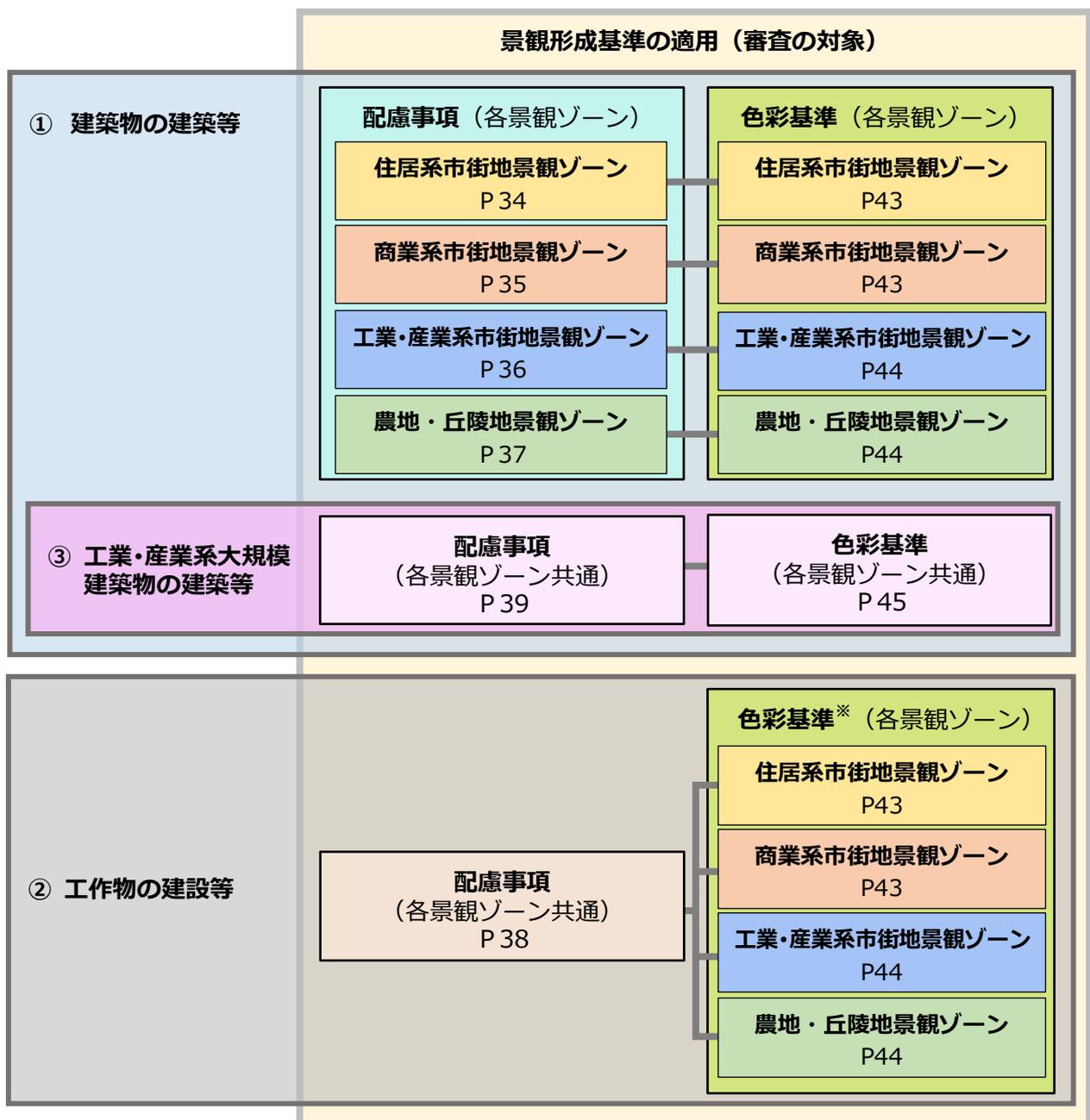
建築物の建築等及び工作物の建設等の行為別に、**景観形成基準（配慮事項と色彩基準）**を定めます。

建築物のうち、景観に影響を与える大規模な工場・倉庫等を**工業・産業系大規模建築物**として位置づけ、その建築等に対しては特化した景観形成基準を定めます。

#### ■工業・産業系大規模建築物の定義

工場・倉庫等の建築物で、建築面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上のもの又は高さが 10m を超えるもの

#### ■景観形成基準の構成と適用



※建築物の建築等と共通

## (1) 配慮事項

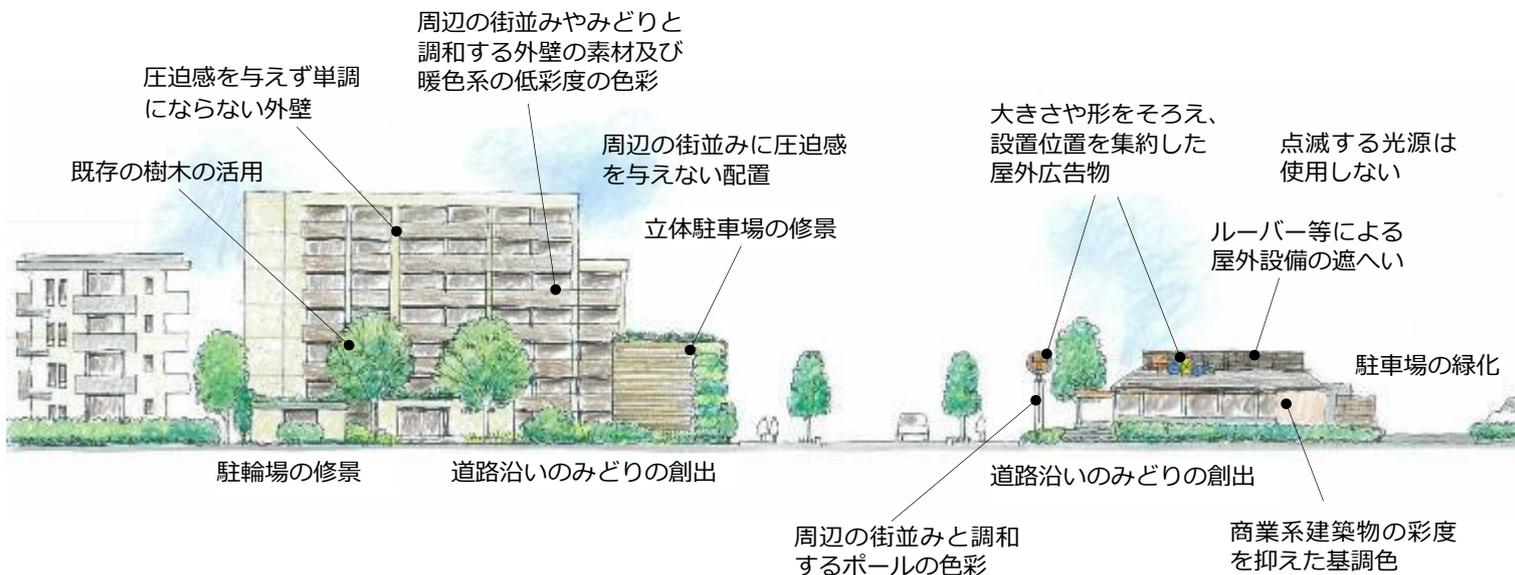
### ① 建築物の建築等の配慮事項

建築物の建築等は、各景観ゾーンの配慮事項を遵守するものとします。なお、工業・産業系大規模建築物に該当する場合は、P39の配慮事項が適用されます。

#### ■ 建築物の建築等の配慮事項（住居系市街地景観ゾーン）

配慮事項	
配置	<input type="checkbox"/> とことこ景観資源と調和させる。 <input type="checkbox"/> 壁面の位置の連続性や隣棟間隔の確保等、周辺の街並みと調和させる。 <input type="checkbox"/> 既存の樹木は、できるだけ残すような建築物の配置とする。
外壁・屋根等	<input type="checkbox"/> 外壁は、分節化するなどし、圧迫感を抑え、単調にならないようにする。 <input type="checkbox"/> 外壁・屋根等の素材等は、周辺の街並みやみどりと調和させる。 <input type="checkbox"/> 屋根又は軒の高さは、周辺の街並みとの連続性をつくる。 <input type="checkbox"/> 中高層建築物は、遠景・中景からの見え方を工夫する。
屋外設備等	<input type="checkbox"/> 建築物との一体化やルーバー等の設置など、周囲からの見え方を工夫する。
外構・植栽	<input type="checkbox"/> 道路や河川等に面する部分は植栽を設ける。 <input type="checkbox"/> 工業・産業系建築物の敷地の外周部は、中高木の植栽等により、緩衝緑地を設ける。
屋外広告物	<input type="checkbox"/> 屋外広告物は、大きさや形をそろえ、設置位置を集約する。
照明	<input type="checkbox"/> 屋外に設置する照明は、周辺に影響しないよう工夫し、点滅する光源は使用しないものとする。
色彩	<input type="checkbox"/> 周辺の建築物等の色彩を考慮し、街並みやみどりと調和させる。 <input type="checkbox"/> 主要な部分は、暖色系の低彩度の色彩を基本とし、みどり豊かな住宅地に調和し、穏やかで落ち着いた感じられる色彩とする。 <input type="checkbox"/> 外壁の色彩は、基調色と補助色の配色のバランスを整える。 <input type="checkbox"/> 商業系建築物、工業・産業系建築物の基調色は、彩度（鮮やかさ）を抑える。

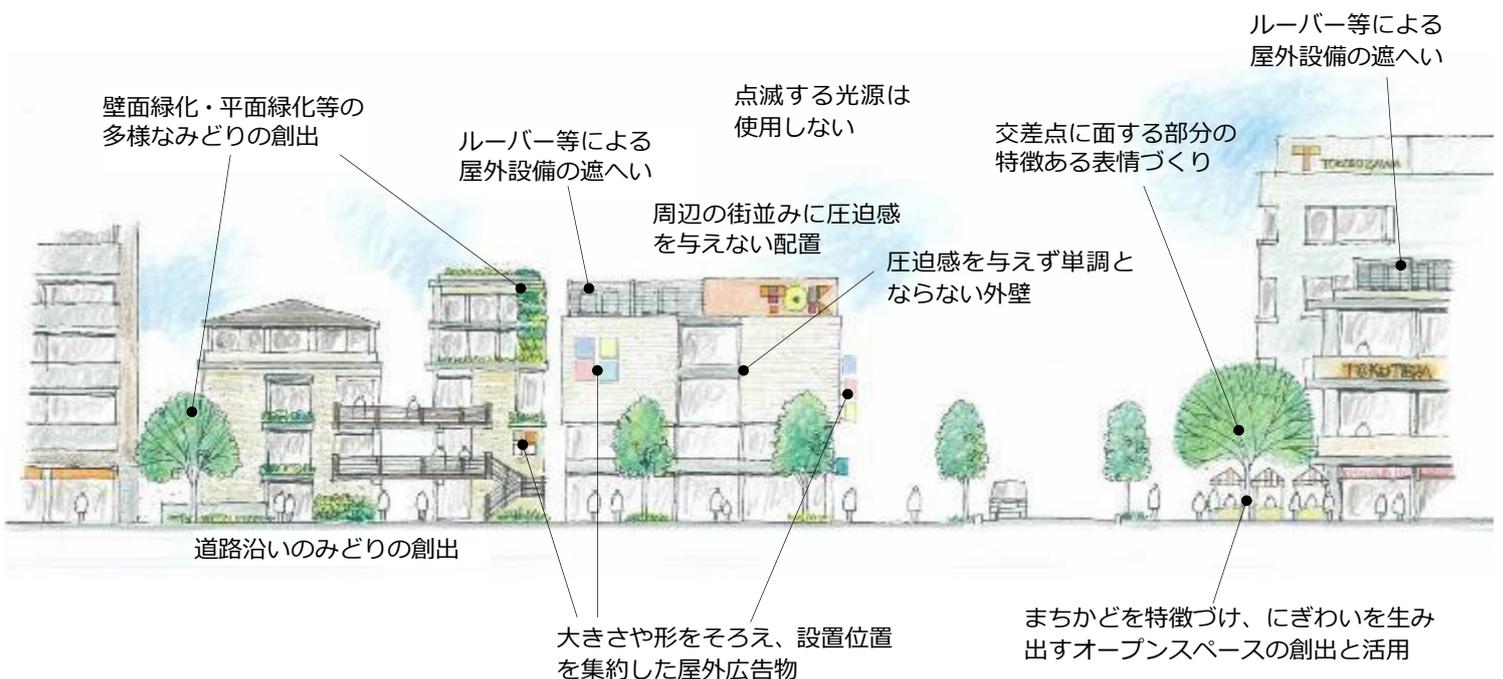
#### ■ 景観づくりのイメージ



■ 建築物の建築等の配慮事項（商業系市街地景観ゾーン）

配慮事項	
配置	<input type="checkbox"/> とことこ景観資源と調和させる。
	<input type="checkbox"/> 壁面の位置の連続性や隣棟間隔の確保等、周辺の街並みと調和させる。
	<input type="checkbox"/> 中高層建築物は、敷地に植栽を設けて圧迫感を抑える。
外壁・屋根等	<input type="checkbox"/> 外壁は、分節化するなどし、圧迫感を抑え、単調にならないようにする。
	<input type="checkbox"/> 外壁・屋根等の素材等は、周辺の街並みと調和させる。
	<input type="checkbox"/> 駅周辺や幹線道路沿いの建築物は、道路との間に間隔を設け、低層部は、それぞれの用途に応じたにぎわいの演出を行う。
	<input type="checkbox"/> 屋根又は軒の高さは、周辺の街並みとの連続性をつくる。
	<input type="checkbox"/> 中高層建築物は、遠景・中景からの見え方を工夫する。
屋外設備等	<input type="checkbox"/> 建築物との一体化やルーバー等の設置など、周囲からの見え方を工夫する。
外構・植栽	<input type="checkbox"/> 交差点に面する部分は、まちかどを特徴づけ、にぎわいを生み出す工夫をする。
	<input type="checkbox"/> 道路や河川等に面する部分は植栽を設ける。
屋外広告物	<input type="checkbox"/> 屋外広告物は、大きさや形をそろえ、設置位置を集約する。
照明	<input type="checkbox"/> 屋外に設置する照明は、周辺に影響しないよう工夫し、点滅する光源は使用しないものとする。
色彩	<input type="checkbox"/> 周辺の建築物等の色彩を考慮し、街並みと調和させる。
	<input type="checkbox"/> 主要な部分は、暖色系の低彩度の色彩を基本とし、商業地らしいにぎわいや活気が感じられる色彩とする。
	<input type="checkbox"/> 外壁の色彩は、基調色と補助色の配色のバランスを整える。

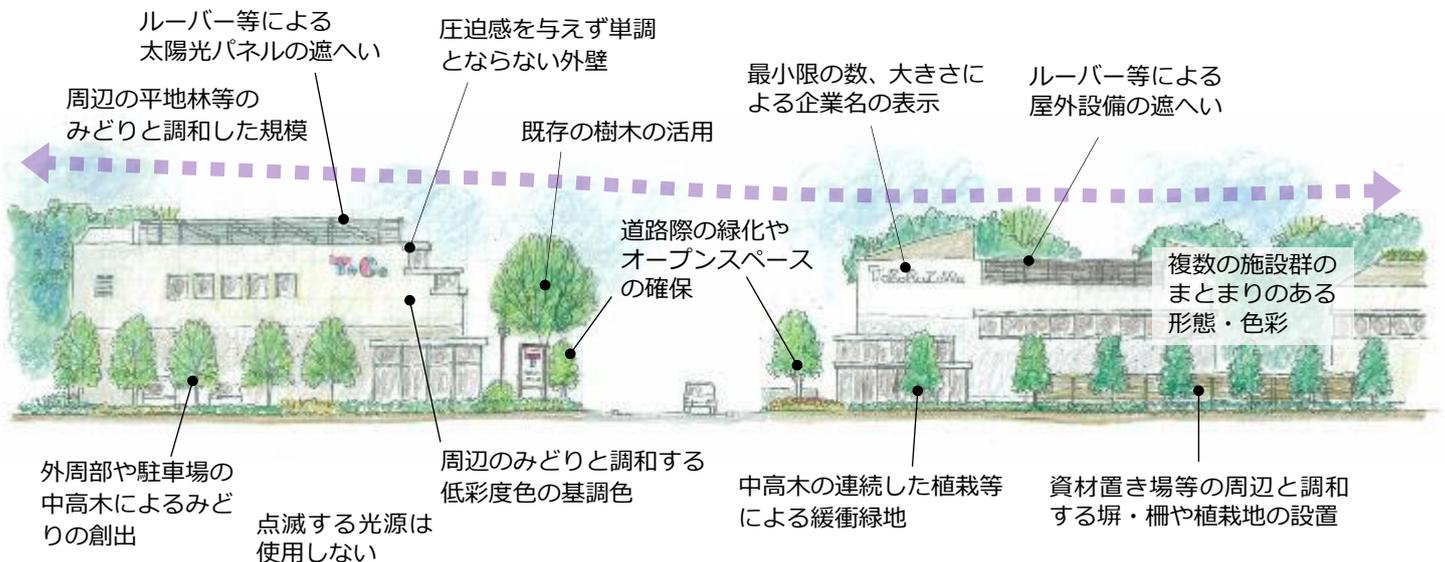
■ 景観づくりのイメージ



■ 建築物の建築等の配慮事項（工業・産業系市街地景観ゾーン）

配慮事項	
配置	<input type="checkbox"/> とことこ景観資源と調和させる。 <input type="checkbox"/> 壁面の位置の連続性や隣棟間隔の確保等、周辺の街並みと調和させる。 <input type="checkbox"/> 既存の樹木は、できるだけ残すような建築物の配置とする。
外壁・屋根等	<input type="checkbox"/> 外壁は、分節化するなどし、圧迫感を抑え、単調にならないようにする。 <input type="checkbox"/> 外壁・屋根等の素材等は、光沢のある素材、反射する素材等の使用を避け、周辺のみどりと調和させる。 <input type="checkbox"/> 屋根又は軒の高さは、周辺の街並みやみどりと連続性をつくる。 <input type="checkbox"/> 中高層建築物は、遠景・中景からの見え方を工夫する。
屋外設備等	<input type="checkbox"/> 建築物との一体化やルーバー等の設置など、周囲からの見え方を工夫する。
外構・植栽	<input type="checkbox"/> 道路や河川等に面する部分は植栽を設ける。 <input type="checkbox"/> 工業・産業系建築物の敷地の外周部は、中高木の植栽等により、緩衝緑地を設ける。 <input type="checkbox"/> 敷地内の資材置き場等の周囲には、周辺と調和する塀・柵や植栽の設置等により、調和を図るよう工夫する。
屋外広告物	<input type="checkbox"/> 壁面に表示する屋外広告物は、企業名の表示等、必要最小限の数・大きさとするとともに、大きさや形をそろえ、設置位置を集約する。 <input type="checkbox"/> 独立して設置する屋外広告物は、必要最小限の大きさとし、広告面とともにポール等の工作物の色彩に配慮する。
照明	<input type="checkbox"/> 屋外に設置する照明は、周辺に影響しないよう工夫し、点滅する光源は使用しないものとする。
色彩	<input type="checkbox"/> 主要な部分は、極端な高明度及び低明度の色彩の使用を避けるとともに、彩度（鮮やかさ）を抑え、周辺のみどりと調和させる。 <input type="checkbox"/> 外壁の色彩は、基調色と補助色の配色のバランスを整える。 <input type="checkbox"/> 周辺のみどりとなじみ、街並みと調和するよう、屋根や外壁、その他の工作物、舗装等は、穏やかなやすらぎの感じられる低彩度色とする。

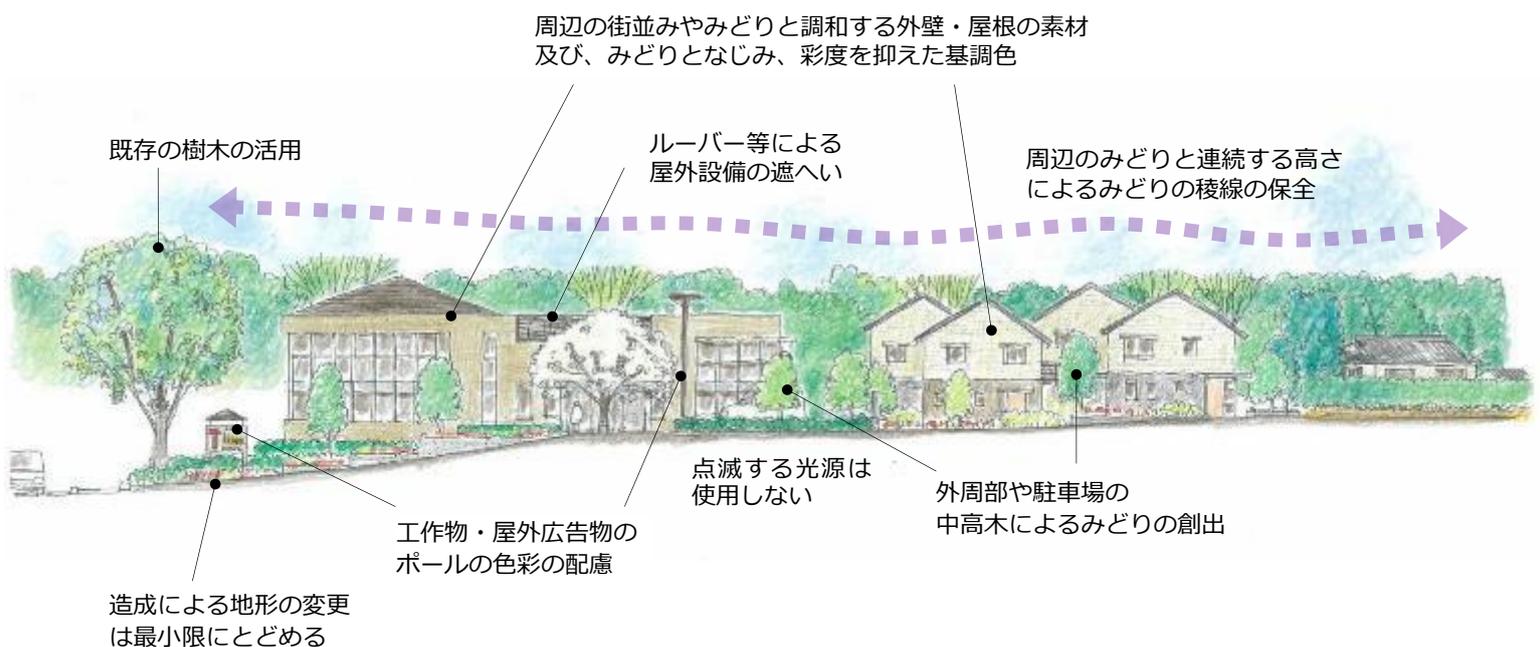
■ 景観づくりのイメージ



■ 建築物の建築等の配慮事項（農地・丘陵地景観ゾーン）

配慮事項	
配置	<input type="checkbox"/> とことこ景観資源と調和させる。
	<input type="checkbox"/> 現状の地形を活かした土地利用に努め、造成による地形の変更は最小限にとどめる。
	<input type="checkbox"/> 既存の樹木は、できるだけ残すような建築物の配置とする。
外壁・屋根等	<input type="checkbox"/> 外壁は、分節化するなどし、圧迫感を抑え、単調にならないようにする。
	<input type="checkbox"/> 外壁・屋根等の素材等は、周辺のみどりと調和させる。
	<input type="checkbox"/> 屋根又は軒の高さは、周辺の街並みやみどりと連続性をつくる。
屋外設備等	<input type="checkbox"/> 建築物との一体化やルーバー等の設置など、周囲からの見え方を工夫する。
外構・植栽	<input type="checkbox"/> 道路や河川等に面する部分は植栽を設ける。
	<input type="checkbox"/> 工業・産業系建築物の敷地の外周部は、中高木の植栽等により、緩衝緑地を設ける。
屋外広告物	<input type="checkbox"/> 屋外広告物は、大きさや形をそろえ、設置位置を集約する。
照明	<input type="checkbox"/> 屋外に設置する照明は、周辺に影響しないよう工夫し、点滅する光源は使用しないものとする。
色彩	<input type="checkbox"/> みどり等の景観資源となじむよう、穏やかなやすらぎの感じられる色彩とする。
	<input type="checkbox"/> 主要な部分は、極端な高明度及び低明度の色彩の使用を避け、周囲のみどりと調和させる。
	<input type="checkbox"/> 外壁の色彩は、基調色と補助色の配色のバランスを整える。
	<input type="checkbox"/> 商業系建築物、工業・産業系建築物の基調色は、彩度（鮮やかさ）を抑える。

■ 景観づくりのイメージ



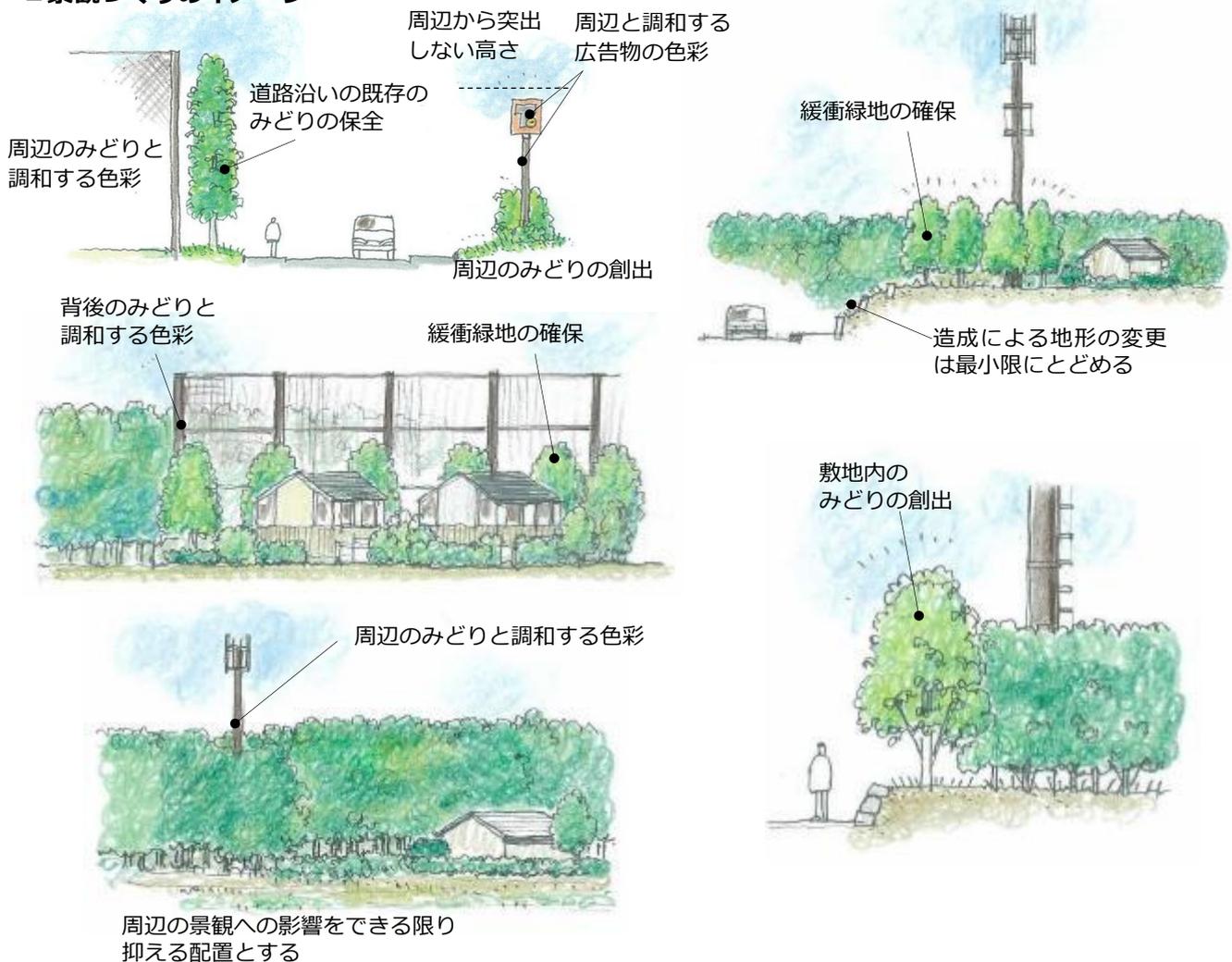
## ② 工作物の建設等の配慮事項

工作物の建設等の配慮事項は、各景観ゾーン共通で適用します。

### ■ 工作物の建設等の配慮事項（各景観ゾーン共通）

配慮事項	
配置	<input type="checkbox"/> とことこ景観資源と調和させる。 <input type="checkbox"/> 現状の地形を活かした土地利用に努め、造成による地形の変更は最小限にとどめる。 <input type="checkbox"/> 敷地の外周部には緩衝緑地を設ける。
素材・形態	<input type="checkbox"/> 形態及び高さは、周辺の街並みやみどりと調和させる。 <input type="checkbox"/> 外観は、デザインによる分節化を図り、単調にならないようにする。 <input type="checkbox"/> 外観を構成する素材及び色彩等は、周辺の街並みやみどりと調和させる。
屋外広告物	<input type="checkbox"/> 屋外広告物は、大きさや形をそろえ、設置位置を集約する。
照明	<input type="checkbox"/> 付属する照明は、周辺に影響しないよう工夫し、点滅する光源は使用しないものとする。
色彩	<input type="checkbox"/> 「建築物の建築等の配慮事項」の各景観ゾーンの「色彩」欄に記載されている事項に則った色彩とする。
緑化	<input type="checkbox"/> 敷地内の緑化を図る。

### ■ 景観づくりのイメージ



### ③ 工業・産業系大規模建築物の建築等の配慮事項

工業・産業系大規模建築物は、周辺の景観に影響があるため、特化した景観形成基準を定め、景観誘導を図るものとします。

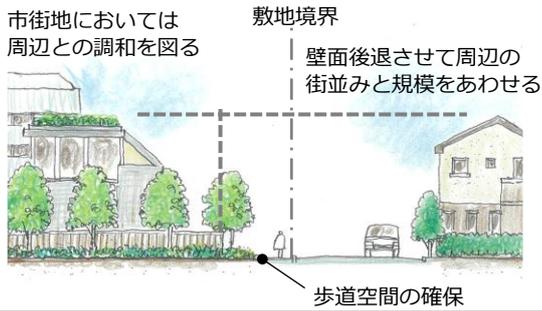
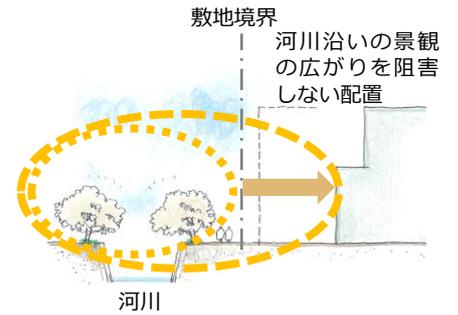
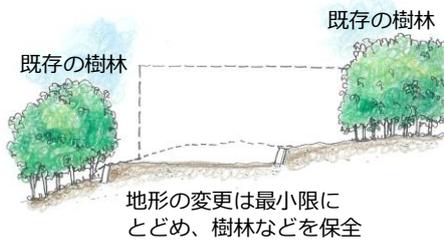
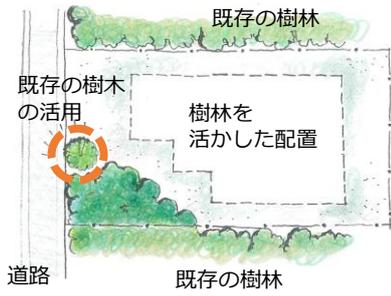
工業・産業系大規模建築物の建築等の配慮事項は、各景観ゾーン共通で適用します。

#### ■工業・産業系大規模建築物の建築等の配慮事項（各景観ゾーン共通）

配慮事項	
配置	<input type="checkbox"/> 各景観ゾーンの配慮事項における「配置」欄に記載されている事項に則った配置とする。
	<input type="checkbox"/> 敷地境界から後退した配置とする。
外壁・屋根等	<input type="checkbox"/> 光沢のある素材、反射する素材の使用や、過度なパターン・柄等による壁面構成は避ける。
	<input type="checkbox"/> 壁面の後退や分節・分割、屋根の形状の工夫等により、長大で単調な壁面構成は避けるとともに、圧迫感を与えない壁面構成とする。
	<input type="checkbox"/> 複数の施設を計画している場合は、施設群のまとまりや統一感のある形態・色彩とする。
屋外設備等	<input type="checkbox"/> 建築物との一体化やルーバー等の設置による遮蔽等により、目立たないよう工夫する。
	<input type="checkbox"/> 屋根に太陽光パネルを設置する場合は、低反射の素材の使用や目立たない位置、色彩とする。
外構・植栽	<input type="checkbox"/> 道路や河川等に面する部分は、みどりの創出やオープンスペースの確保等を図る。
	<input type="checkbox"/> 敷地境界に塀・柵等を設ける場合は、落ち着いた色彩のものとする。
	<input type="checkbox"/> 擁壁や法面を設置する場合は、圧迫感を与えないよう、形態の分節・分割や表面の仕上げを工夫する。
	<input type="checkbox"/> 敷地の外周部は、中高木の連続した植栽等により緩衝緑地を設ける。 <input type="checkbox"/> 敷地内の資材置き場等の周囲には、周辺と調和する塀・柵や植栽の設置等により、調和を図るよう工夫する。
屋外広告物	<input type="checkbox"/> 壁面に表示する屋外広告物は、企業名の表示等、必要最小限の数・大きさとするとともに、大きさや形をそろえ、設置位置を集約する。
	<input type="checkbox"/> 外壁を大きく使った電光やデジタルサイネージ等による表示は避ける。
	<input type="checkbox"/> 独立して設置する屋外広告物は、必要最小限の大きさとし、広告面とともにポール等の工作物の色彩に配慮する。
照明	<input type="checkbox"/> 屋外に設置する照明は、照度等が周辺に影響しないよう工夫し、点滅又は動光による光源は使用しない。
色彩	<input type="checkbox"/> 主要な部分は、極端な高明度及び低明度の色彩の使用を避け、周囲のみどりと調和させる。
	<input type="checkbox"/> 周囲のみどりとなじみ、街並みと調和するよう、屋根や外壁、その他の工作物、舗装等は、穏やかなやすらぎの感じられる低彩度色とする。
	<input type="checkbox"/> 強調色を使用する場合は、節度あるものとなるよう配慮し、できるだけ低層部に集約する。
	<input type="checkbox"/> 外壁の基調色に複数の色を使用する場合は、明度差をできるだけ抑える。

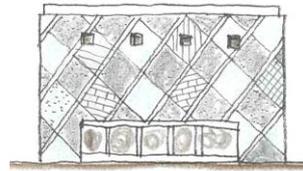
## ■ 景観づくりのイメージ

### 配置

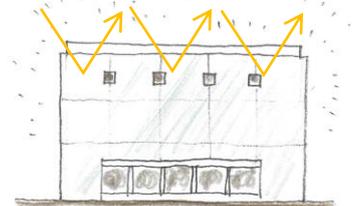


### 外壁・屋根等

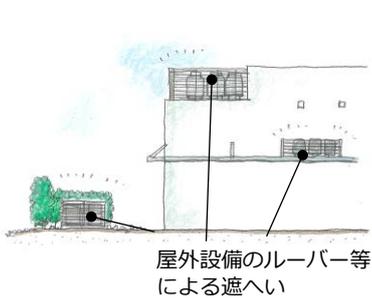
過度なパターンの壁面構成は避ける



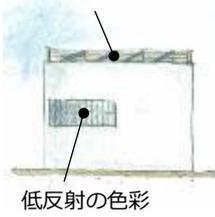
反射する素材の使用は避ける



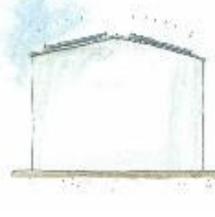
### 屋外設備等



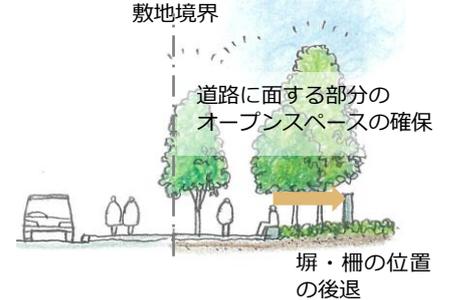
太陽光パネルのルーバー等による遮へい



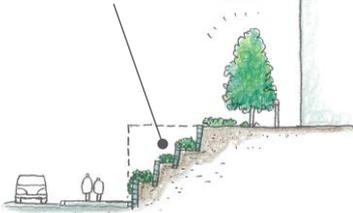
屋根勾配に沿った太陽光パネルの設置



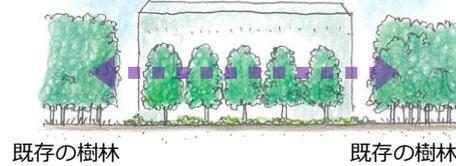
### 外構・植栽



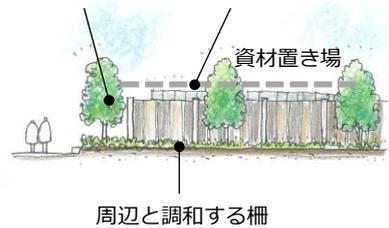
擁壁の分節・分割



みどりのつながりを確保する

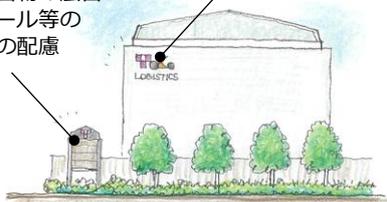


周囲の植栽 高く積み上げない



### 屋外広告物

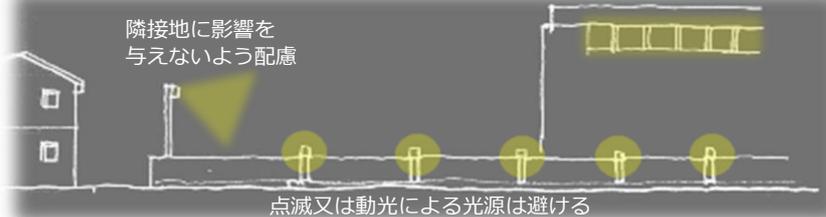
独立広告物の広告面とポール等の色彩への配慮



最小限の数・大きさによる企業名の表示

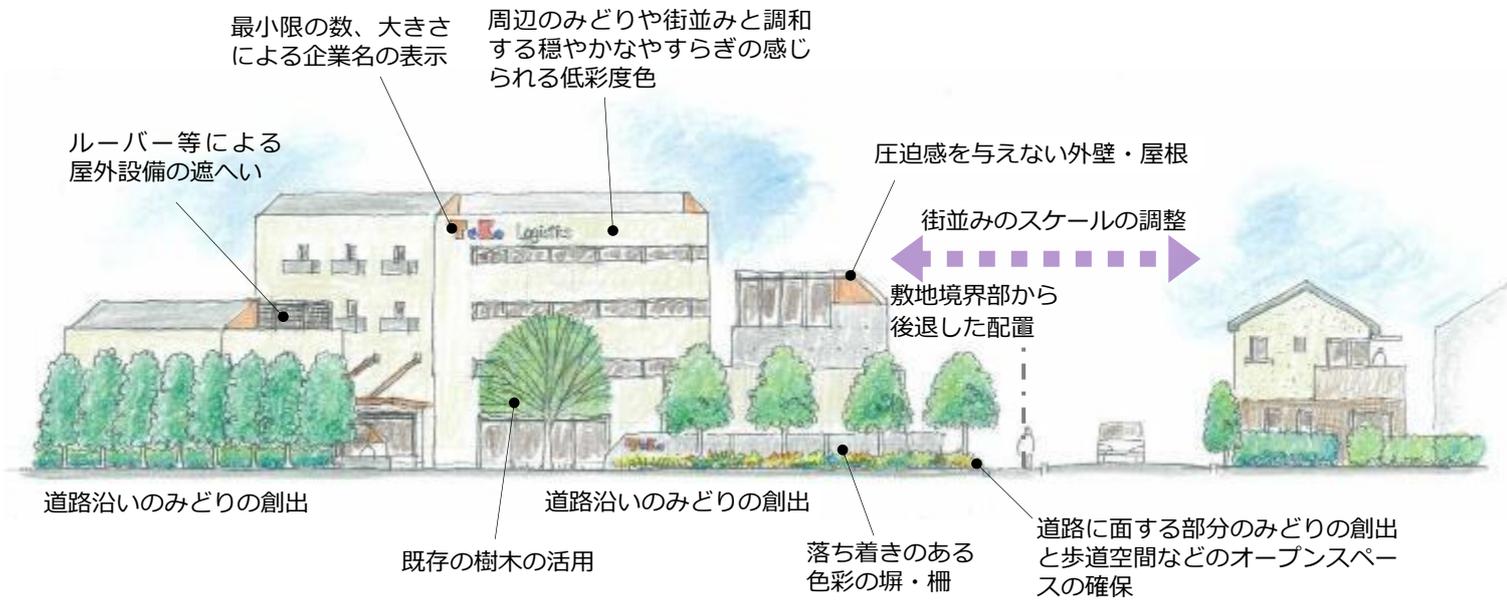
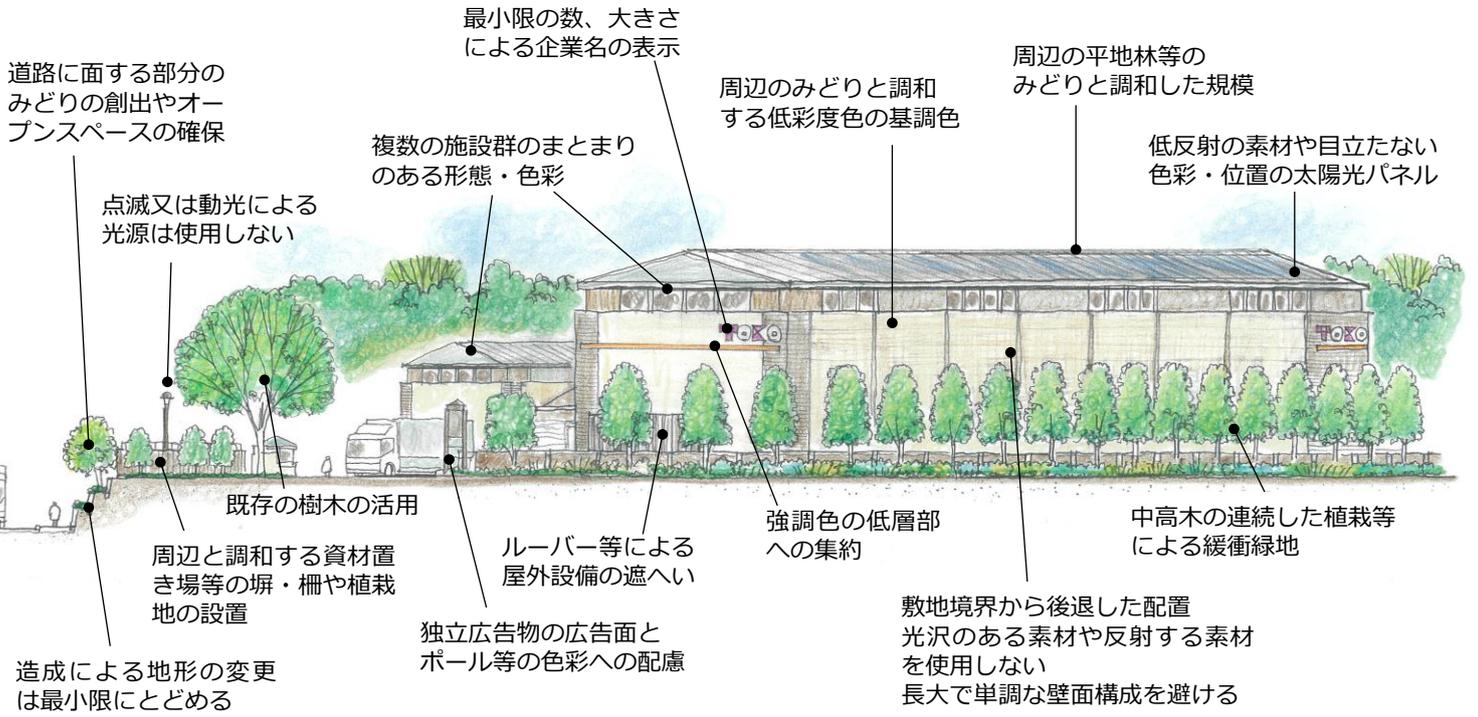
### 照明

隣接地に影響を与えないよう配慮



点滅又は動光による光源は避ける

## ■ 景観づくりのイメージ



## (2) 色彩基準（勧告・変更命令基準）

色を客観的・具体的に示す方法として、マンセル表色系（JIS Z 8721）を採用し基準を定めます。届出対象行為が色彩基準に適合しない場合は、勧告・変更命令の対象となります。

### ●外壁等の色彩（基調色・補助色・強調色）

建築物の外壁等及び工作物の外装等（以下「外壁等」といいます。）の色彩を色彩基準の表（P43～45）のとおりとします。

#### 外壁等の色彩面積比の考え方

<b>基調色</b>	外壁等の各面の <b>4/5 以上</b> は、基調色の基準に適合した色彩とします。
<b>補助色</b>	外壁等を豊かに演出する場合には、外壁等の各面の <b>1/5 以下</b> で、補助色の基準に適合した色彩とします。
<b>強調色</b>	外壁等にアクセントをつける場合には、外壁等の各面の <b>1/20 以下</b> で、強調色を使用することができます。ただし、補助色との合計面積は、 <b>1/5 以下</b> とします。

### ●屋根の色彩

建築物の屋根の色彩（陸屋根を除く。）を色彩基準の表（P43～45）のとおりとします。



色彩基準は、以下の場合は適用の例外とします。

- 着色していない石、土、木、レンガ及びコンクリート等の素材を使用する場合
- 地区計画などで色彩基準を定めてあり、良好な景観づくりに貢献すると認められる場合
- 他の法令で色彩が規定されている場合（主に安全性や識別性のために、他の法令によって色彩が規定されているもの）
- 景観上支障がないと市長が認める場合

① 建築物の建築等・工作物の建設等の色彩基準

建築物の建築等、工作物の建設等の色彩基準は、各景観ゾーンの基準を適用します。なお、工業・産業系大規模建築物に該当する場合は、P45の色彩基準が適用されます。

色彩基準（住居系市街地景観ゾーン）				
項目		色相	明度	彩度
外壁等	基調色	0R（10RP）～5.0YR <small>（5.0YRは含まない）</small>	4以上8.5未満の場合	4以下
			8.5以上の場合	1.5以下
		5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満の場合	5以下
			8.5以上の場合	2以下
		その他の有彩色	4以上8.5未満の場合	2以下
			8.5以上の場合	1以下
		無彩色（N）	4以上9未満	—
		補助色	0R（10RP）～5.0YR <small>（5.0YRは含まない）</small>	3以上8.5未満の場合
	8.5以上の場合			1.5以下
	5.0YR～5.0Y		3以上8.5未満の場合	6以下
			8.5以上の場合	2以下
	その他の有彩色		3以上8.5未満の場合	2以下
8.5以上の場合		1以下		
無彩色（N）	3以上	—		
強調色	自由			
屋根	0YR（10R）～5.0Y		6以下	3以下
	その他の有彩色			1以下
	無彩色（N）			—

色彩基準（商業系市街地景観ゾーン）					
項目		色相	明度	彩度	
外壁等	基調色	0R（10RP）～5.0YR <small>（5.0YRは含まない）</small>	4以上8.5未満の場合	4以下	
			8.5以上の場合	1.5以下	
		5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満の場合	6以下	
			8.5以上の場合	2以下	
		その他の有彩色	4以上8.5未満の場合	2以下	
			8.5以上の場合	1以下	
		無彩色（N）	4以上9以下	—	
		補助色	自由		
	強調色	自由			
	屋根	0YR（10R）～5.0Y		8以下	3以下
その他の有彩色		1以下			
無彩色（N）		—			

色彩基準（工業・産業系市街地景観ゾーン）				
項目		色相	明度	彩度
外壁等	基調色	0R (10RP) ~5.0Y	4以上8.5以下	4以下
		その他の有彩色	4以上8.5以下	2以下
		無彩色 (N)	4以上8.5以下	—
	補助色	0R (10RP) ~5.0YR (5.0YRは含まない)	3以上8.5未満の場合	4以下
			8.5以上の場合	1.5以下
		5.0YR~5.0Y	3以上8.5未満の場合	6以下
			8.5以上の場合	2以下
		その他の有彩色	3以上8.5未満の場合	2以下
			8.5以上の場合	1以下
	無彩色 (N)	3以上9以下	—	
強調色	自由			
屋根	0YR (10R) ~5.0Y	6以下	3以下	
	その他の有彩色		1以下	
	無彩色 (N)		—	

色彩基準（農地・丘陵地景観ゾーン）				
項目		色相	明度	彩度
外壁等	基調色	0R (10RP) ~5.0Y	4以上8.5以下	3以下
		その他の有彩色	4以上8.5以下	2以下
		無彩色 (N)	4以上8.5未満	—
	補助色	0R (10RP) ~5.0YR (5.0YRは含まない)	3以上8.5未満の場合	4以下
			8.5以上の場合	1.5以下
		5.0YR~5.0Y	3以上8.5未満の場合	6以下
			8.5以上の場合	2以下
		その他の有彩色	3以上8.5未満の場合	2以下
			8.5以上の場合	1以下
	無彩色 (N)	3以上9未満	—	
強調色	自由			
屋根	0YR (10R) ~5.0Y	6以下	3以下	
	その他の有彩色		1以下	
	無彩色 (N)		—	

## ② 工業・産業系大規模建築物の建築等の色彩基準

工業・産業系大規模建築物の建築等の色彩基準は、各景観ゾーン共通です。

色彩基準（各景観ゾーン共通）					
項目		色相		明度	彩度
外壁等	基調色	0R (10RP) ~5.0Y		4以上 8.5以下	3以下
		その他の有彩色		4以上 8.5以下	2以下
		無彩色 (N)		4以上 8.5未満	—
	強調色	0R (10RP) ~5.0Y	高さ 20m以下の部分	自由	
			高さ 20mを超える部分	3以上 8.5以下	6以下
		その他の有彩色	高さ 20m以下の部分	自由	
		高さ 20mを超える部分	3以上 8.5以下	4以下	
	無彩色 (N)	高さ 20m以下の部分	自由		
		高さ 20mを超える部分	3以上 8.5以下	—	
屋根	0YR (10R) ~5.0Y		6以下	3以下	
	その他の有彩色			1以下	
	無彩色 (N)			—	

※工業・産業系大規模建築物の建築等については、補助色の設定はありません。強調色以外は基調色の適合範囲となります。

### コラム：有彩色のススメ

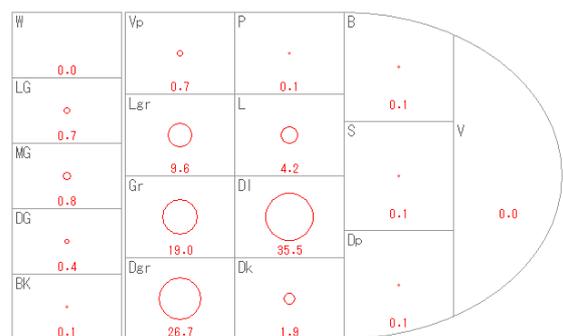
色には、色相のある有彩色と色相のない無彩色があります。（詳しくは次ページを参照してください。）

本市においては、みどりが景観の特徴であり、自然景観が景観特性の1つとなっています。このような自然景観の色彩を調べてみると、大部分が有彩色のおだやかなトーンのものとなっており、無彩色はほとんど見られないことがわかります。

従って、建築物の外壁等の色彩には、極力有彩色で低彩度のものを使用していただくと、周辺のみどりとより調和した景観づくりができます。



	R	YR	Y	GY	G	BG	B	PB	P	RP	計	Neutral
V												あかるい N9.5
S											0.1	N9
B											0.1	N8
P											0.1	おだかい N7
Vp											0.7	N6
Lgr	0.8	2.7	1.8	1.0	1.3		0.6	0.8			9.6	やか N5
L				3.5							4.2	か N4
Gr	2.1	2.3	2.7	2.7	2.3	1.3	0.8	0.9			19.0	くら N3
DI			3.5	14.5	13.5	4.2	1.7				35.5	N2
Dp											0.1	い N1.5
Dk				1.3							1.9	
Dgr			0.1	11.3	2.5	2.0	0.8	0.5			26.7	計 2.1
計	3.2	5.0	16.3	35.7	24.2	4.6	4.2	2.8	0.5	0.3	97.9	



市内における自然環境色の色彩調査（色相及びトーン分析）の状況（令和5年実施）

## コラム：色のものさし～マンセル表色系～

本計画では、色を客観的・具体的に示す方法として、マンセル表色系（JIS Z 8721）を採用して基準を定めています。

マンセル表色系では、ひとつの色を色相・明度・彩度という3つの属性で表します。

### ■色相（色合い）

赤、黄、緑など、色合いを表す尺度をいいます。色相はR(赤)、YR(黄赤)、Y(黄)、GY(黄緑)、G(緑)、BG(青緑)、B(青)、PB(青紫)、P(紫)、RP(赤紫)の10色相の頭文字と、その変化を表す0から10までの数字を組み合わせて用います。なお、無彩色はNで表します。

### ■明度（明るさ）

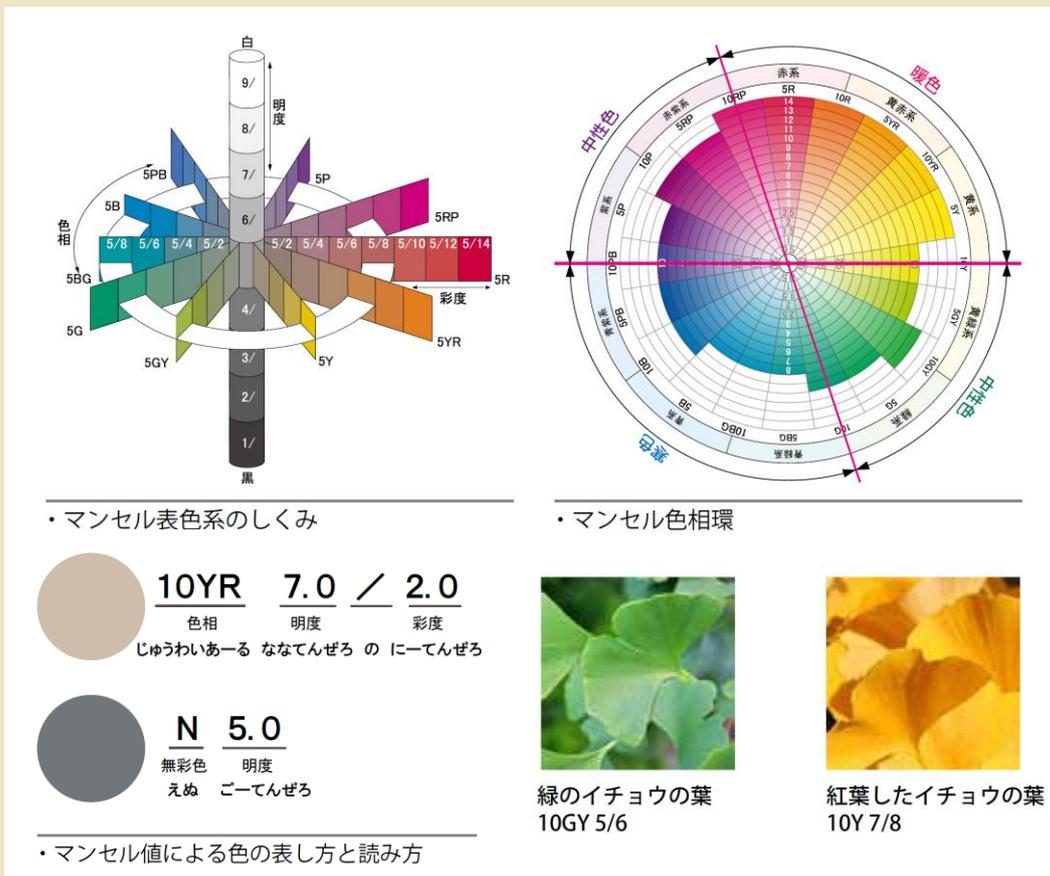
色の明るさを表す尺度をいいます。明るい色ほど数値が大きくなります。

### ■彩度（鮮やかさ）

色の鮮やかさを表す尺度をいいます。鮮やかな色ほど数値が大きくなります。なお、最高彩度の数値は色相によって異なります。

### ■マンセル値・表し方と読み方

3つの属性である色相、明度、彩度を順に並べて表記したものがマンセル値です。無彩色はニュートラルの頭文字Nと明るさを組み合わせて表記します。



## 4 行為の届出と事前協議

### (1) 届出対象行為

景観法及び所沢市ひと・まち・みどりの景観条例に基づき、以下の行為については、市に届出が必要です。

届出の必要がない行為については、景観形成基準に基づく自己チェックなどを行い、良好な景観づくりに努めるものとします。

#### ■ 届出対象行為

行為の種別	行為の規模
建築物の新築、増築、改築又は移転	当該建築物の高さ（増築又は改築にあつては、増築後又は改築後の高さ）が10mを超えるもの又は敷地の面積（同一の者が当該行為を複数の隣接する敷地において行うときにあつては、その敷地の面積の合計）が500㎡以上のもの
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該建築物の外観の変更の面積が各立面で20分の1を超え、かつ、当該建築物の高さが10mを超えるもの又は当該建築物の外観の変更の面積が各立面で20分の1を超え、かつ、敷地の面積（同一の者が当該行為を複数の隣接する敷地において行うときにあつては、その敷地の面積の合計）が500㎡以上のもの
工作物の新設、増築、改築又は移転	当該工作物の高さ（増築又は改築にあつては、増築後又は改築後の高さ）が10mを超えるもの
工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	当該工作物の外観の変更の面積が各立面で20分の1を超え、かつ、当該工作物の高さが10mを超えるもの

※建築物：建築基準法第2条第1号に規定するもの

※工作物：建築基準法施行令第138条第1項各号、第2項各号又は第4項各号に規定するもの

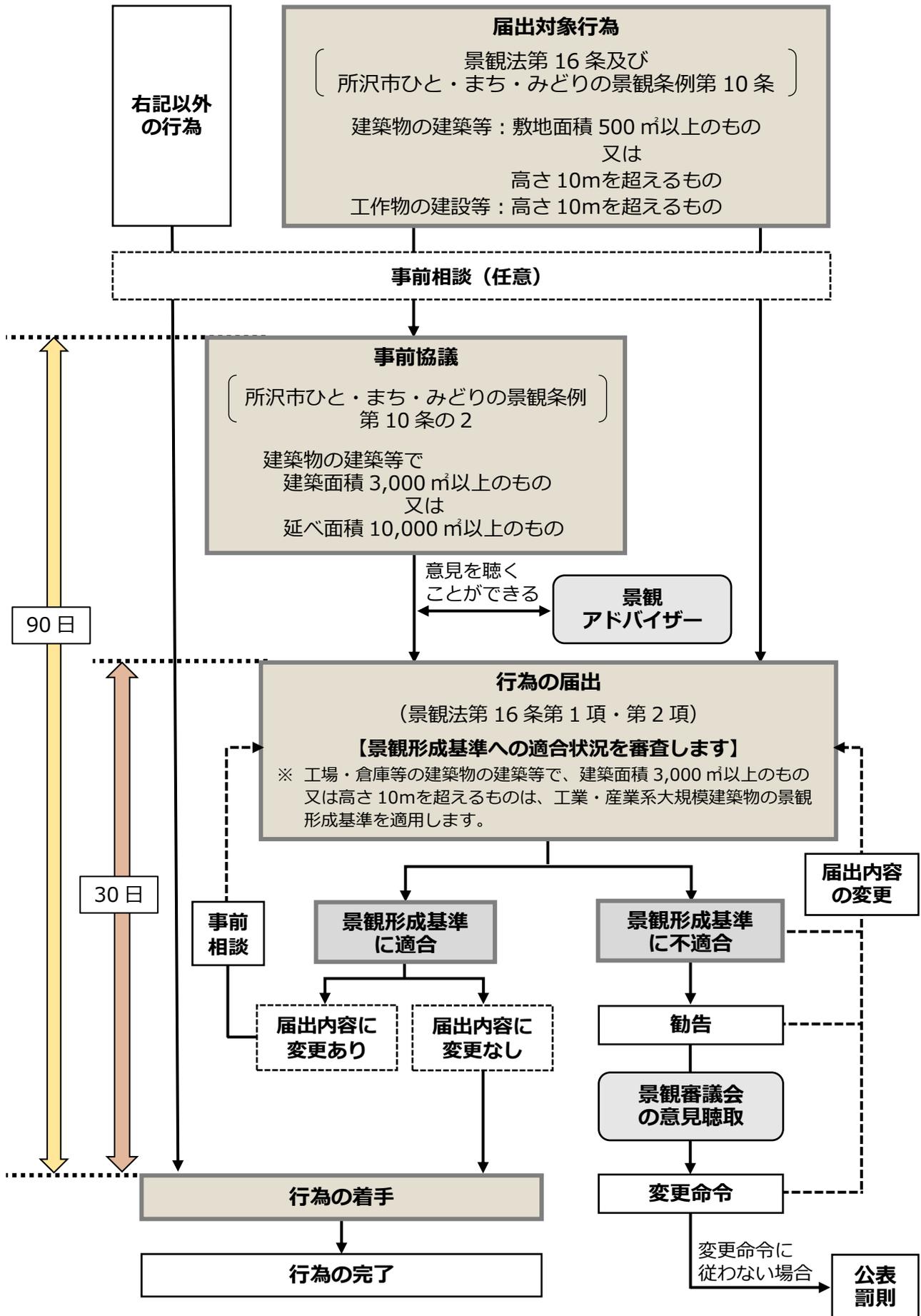
### (2) 事前協議

届出対象行為のうち、以下の大規模な行為については、景観法に基づく行為の着手の90日前に、所沢市ひと・まち・みどりの景観条例に基づき、事前協議が必要となります。

#### ■ 事前協議が必要な行為

建築物の建築等で、建築面積3,000㎡以上のもの又は延べ面積10,000㎡以上のもの

■行為の届出と事前協議の手続きフロー



## ■まとめ

届出対象行為と景観づくりの視点、景観形成基準の適用をまとめると、以下のとおりとなります。

### 景観誘導をする行為

#### 建築物の建築等（届出対象行為）

##### ●建築物の新築、増築、改築又は移転

当該建築物の高さ（増築又は改築にあっては、増築後又は改築後の高さ）が10mを超えるもの又は敷地の面積（同一の者が当該行為を複数の隣接する敷地において行うときにあっては、その敷地の面積の合計）が500㎡以上のもの

##### ●建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

当該建築物の外観の変更の面積が各立面で20分の1を超え、かつ、当該建築物の高さが10mを超えるもの又は当該建築物の外観の変更の面積が各立面で20分の1を超え、かつ、敷地の面積（同一の者が当該行為を複数の隣接する敷地において行うときにあっては、その敷地の面積の合計）が500㎡以上のもの

#### 工業・産業系大規模建築物の建築等（届出対象行為）

##### ●工場・倉庫等の工業・産業系建築物の新築、増築、改築又は移転

当該建築物の建築面積が3,000㎡以上のもの又は高さが10mを超えるもの

##### ●工場・倉庫等の工業・産業系建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

当該建築物の外観の変更の面積が各立面で20分の1を超え、かつ、当該建築物の建築面積が3,000㎡以上のもの又は当該建築物の外観の変更の面積が各立面で20分の1を超え、かつ、当該建築物の高さが10mを超えるもの

#### 工作物の建設等（届出対象行為）

##### ●工作物の新設、増築、改築又は移転

当該工作物の高さ（増築又は改築にあっては、増築後又は改築後の高さ）が10mを超えるもの

##### ●工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

当該工作物の外観の変更の面積が各立面で20分の1を超え、かつ、当該工作物の高さが10mを超えるもの

#### 届出対象行為以外の行為 （届出不要）

景観計画区域  
（所沢市全域）

